

## 2005年4月 環境配慮促進法の制定

### 環境配慮促進法とは

(環境省パンフレットより)

この法律は、事業者とさまざまな関係者との間の重要なコミュニケーション手段である環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくことで、事業者の積極的な環境配慮の取組を促進するための条件整備を行おうとするものです。

環境配慮促進法は、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人(特定事業者)に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。これらの措置によって、国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するように促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することをねらいとしています。

### 環境報告書とは

(環境省パンフレットより)

環境報告書とは、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書です。

### 環境報告書に期待される機能と効果

#### ● 事業者自身の環境保全活動(内部機能)

- ◎ 経営者、従業員の意識の高まり
- ◎ 企業の環境マネジメントシステムの見直し

#### ● 環境コミュニケーション・企業評価(外部機能)

- ◎ 社会からの適正な評価を受けるために必要
- ◎ 社会的な説明責任の履行する手段として必要(社会にとって)
- ◎ プレッジ・アンド・レビュー効果(誓約と再検討)  
社会全体の認識の拡大  
企業努力と社会評価の相乗効果

### 環境マネジメントシステムとは

全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの。

## 長崎大学の環境マネジメントシステムの構築状況 (2005年度)

2005年(平成17年)3月に、国立大学法人長崎大学は、「環境配慮促進法」の対象となる特定事業者の指定を受け、平成17年度より、「環境報告書」の公表が義務づけられました。この「環境報告書」の作成には環境マネジメントシステムの構築が前提となっています。

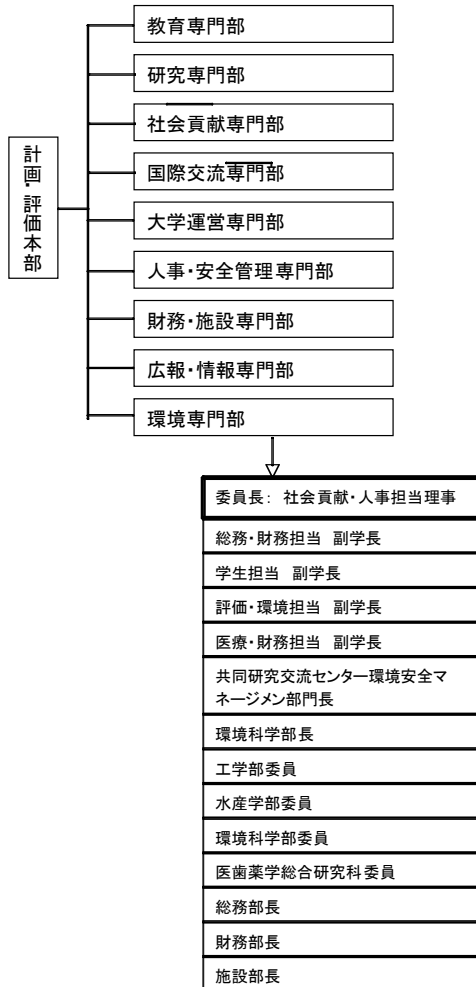
長崎大学中期目標の「その他業務運営に関する重要目標」の項には、「環境マネジメントシステムを構築する」とされていますが、平成17年3月の段階で、長崎大学全体の環境マネジメントシステムは構築されていませんでした。そこで、長崎大学としては、この点を重視し、平成17年4月から、新たに環境担当副学長を置き、環境報告書作成の任にあたらせる

とともに、学長を中心として、環境マネジメントシステムの構築に関する検討を行い、以下の方針を決定しました。

- (1) 長崎大学全体で環境配慮の取組を進めるが、ISO14001の認証取得は、現時点で目標としない。
- (2) 環境マネジメントシステムの運用にあたっては、ISO14001の認証取得部局である環境科学部、共同研究交流センター環境マネージメント部門の支援を要請する。
- (3) 計画・評価本部に環境専門部を設置し、環境配慮の方針の策定、環境配慮に係る組織体制の検討を行う。

## 計画・評価本部環境専門部の設置

長崎大学では、中期目標原案、中期計画案及び年度計画案の作成、法人評価等への対応のため、計画・評価本部が設置され、当初 8 つの専門部が設置されていましたが、2005 年度（平成 17 年度）に、新たに、環境の専門家を中心に構成される環境専門部を置くことを決定しました。



## 環境配慮の方針の策定と公表

環境専門部で立案された環境配慮の方針原案は、学長を本部長とする計画・評価本部会議で審議・了承されたのち、平成 18 年 3 月 22 日の教育研究評議会にて、審議了承され、ホームページ上に、3 月 28 日に公表するに至っています。

## 2005 年度（平成 17 年度）の長崎大学の環境マネジメントシステム構築への取組

2005 年 4 月	学長を中心として、環境配慮促進法の理解を進め、長崎大学としての対応を、継続して協議する
2005 年 7 月	全学での環境配慮促進法に対する共通認識と全構成員の協力を得るため、連絡調整会議の場において、説明を行う。
2005 年 10 月	計画・評価本部会議において、長崎大学の環境マネジメントシステムについて協議し、計画・評価本部内に、「環境専門部」を設置し、体制の整備を進めることを決定する。
2005 年 11 月	第 23 回教育研究評議会において、計画・評価本部規則の一部改正（「環境専門部」の設置）について審議し、了承される。
2005 年 11 月	長崎大学計画・評価本部規則の一部を改正する規則（平成 17 年 11 月 25 日規則第 43 号）の制定
2005 年 12 月	計画・評価本部環境専門部が発足し、第 1 回計画・評価本部環境専門部会議を開催する。 （議題：長崎大学年度計画・環境配慮の方針、環境マネジメントシステムについて）
2006 年 2 月	第 2 回計画・評価本部環境専門部会議を開催し、環境配慮の方針・環境マネジメントシステム推進のための組織体制等について協議する。
2006 年 3 月	計画・評価本部会議において、長崎大学環境配慮の方針（案）を審議し了承される。  第 27 回教育研究評議会において、長崎大学環境配慮の方針（案）を審議し了承される。  環境配慮の方針の制定 （3 月 23 日） 環境配慮の方針の公表 （3 月 28 日）